

第64回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年6月28日（水曜日）

午前10時

場 所

東京都墨田区両国二丁目10番14号

両国シティコア5階 当社会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
けます。
<https://p.sokai.jp/1723/>



日本電技株式会社

証券コード 1723

証券コード 1723
2023年6月5日

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号
日 本 電 技 株 式 会 社
代表取締役社長 島 田 良 介

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nihondengi.co.jp/ir/meeting.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第64回定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1723/teiiji/>



敬 具

記

① 日時	2023年6月28日（水曜日）午前10時
② 場所	東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア5階 当社会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
③ 目的事項	報告事項 1. 第64期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット）または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2023年6月27日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会出席による議決権の行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時

インターネットによる議決権の行使



次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時40分入力完了分まで

郵送による議決権の行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時40分到着分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

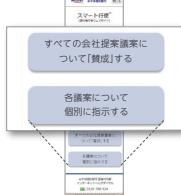
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

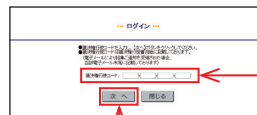
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

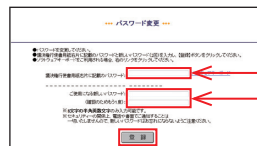
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

【インターネットによる議決権行使をご利用いただくにあたって】

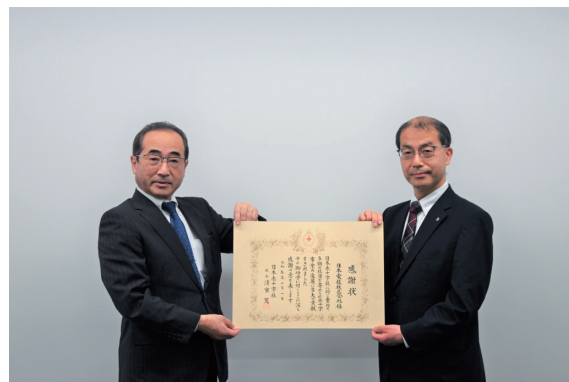
- 行使期限は2023年6月27日（火曜日）午後5時40分までとなっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願い申し上げます。
- 議決権を議決権行使書の郵送とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

株主の皆様と共に取り組む社会貢献活動

インターネットによる議決権行使が社会貢献活動につながります

当社では、サステナビリティ経営として、「社会・地域貢献」の取り組みを行っております。その取り組みの一環として、インターネットによる電磁的方法により議決権行使をご利用いただいた場合、削減された郵送費用を日本赤十字社に寄付させていただきます。

この機会に、インターネットによる議決権行使を是非ご利用ください。



第63回定時株主総会において、株主の皆様がインターネットによる議決権行使により削減できた郵送費用を日本赤十字社東京都支部に寄付いたしました。
日本赤十字社東京都支部振興部長恩田様（右）より感謝状授与

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、資本効率性への取り組みと株主還元策の充実の観点から資本政策の見直しを図り、業績に多大な影響を及ぼす事象が無い限り、DOE（連結株主資本配当率）4%を基準とした累進的な配当を基本とすることといたしました。

剰余金処分につきましては、上記基本方針と財務健全性を考慮した内部留保資金等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 142円 配当総額 1,137,477,226円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 900,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 900,000,000円

ご参考

資本政策の基本方針（2022年11月2日公表）

当社は、中長期的な企業価値向上に向け、「成長投資」、「株主還元」、「財務健全性」のバランスを取りながら、資本政策を実施してまいります。

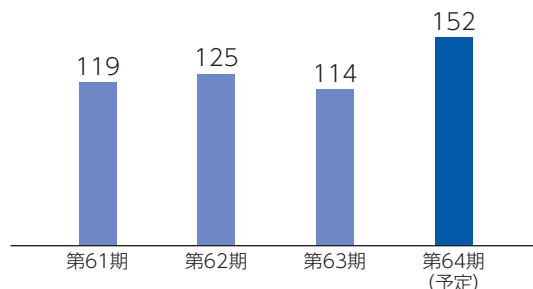
連結ROE 10%以上達成を目標経営指標とし、資本コストを踏まえた積極的な成長投資と株主還元の実現を目指します。

株主還元につきましては、業績に多大な影響を及ぼす事象が無い限り、DOE（連結株主資本配当率）4%を基準に累進的な配当を基本とするとともに、機動的な自己株式取得も実施してまいります。

<ご参考>

年間配当金の推移

(単位：円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ています。

また、当社は事前に取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏 名	当社における地位	取締役会 出席状況
1	再任	しまだ りょうすけ 島田 良介	代表取締役 社長	14回/14回
2	再任	しんめい よしのぶ 眞明 良信	取締役 常務執行役員	14回/14回
3	再任	たむら はるお 田村 春夫	取締役 上席執行役員	14回/14回
4	再任	たかみ ひろかず 高見 裕一	取締役 上席執行役員	11回/11回

（注）高見裕一氏は、2022年6月28日開催の第63回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任したため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

再任 新任 社外 独立

候補者番号

1



1968年8月24日生

再任

しま だ りょう す け
島 田 良 介所有する当社の株式数…………… 521,466株
取締役在任年数…………… 16年
取締役会出席状況…………… 14/14回略歴、当社における地位および担当
(重要な兼職の状況)

1991年 4 月	日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社	2007年 6 月	当社常務取締役
2002年 5 月	日商岩井米国会社（現双日米国会社）出向	2009年 6 月	当社代表取締役（現任） 当社社長
2006年 9 月	当社入社	2020年 6 月	当社社長（現任）

取締役候補者とした理由

島田良介氏は、代表取締役社長として当社の経営を担い、強いリーダーシップを発揮し会社経営全般を牽引し、代表取締役社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑みて当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

2



1956年3月4日生

再任

し ん め い よ し の ぶ
眞 明 良 信所有する当社の株式数…………… 5,222株
取締役在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 14/14回略歴、当社における地位および担当
(重要な兼職の状況)

1980年 8 月	当社入社	2018年 4 月	当社上席執行役員大阪支店長
2012年 4 月	当社岡山支店長	2020年 4 月	当社事業本部長（現任）
2015年 4 月	当社執行役員	2020年 6 月	当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

眞明良信氏は、主要な事業所の長を歴任し、豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

3



1956年2月8日生

再任

た む ら は る お
田村 春夫

所有する当社の株式数…………… 5,676株
取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 14/14回

略歴、当社における地位および担当
(重要な兼職の状況)

1979年 4 月	新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社	2015年 4 月	同社執行役員統合営業本部長
1980年 6 月	山武ハネウエル株式会社（現アズビル株式会社）入社	2019年 4 月	当社上席執行役員事業本部副本部長
2012年 4 月	同社ビルシステムカンパニー執行役員関西支社長	2021年 4 月	当社上席執行役員横浜支店長（現任）
		2021年 6 月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

田村春夫氏は、長年、計装業界に携わり豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4



1956年12月25日生

再任

た か み ひ ろ か ず
高見 裕一

所有する当社の株式数…………… 18,254株
取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 11/11回

略歴、当社における地位および担当
(重要な兼職の状況)

1977年 3 月	当社入社	2020年 4 月	当社大阪支店長
2011年 4 月	当社広島支店長	2022年 4 月	当社上席執行役員企画管理本部長（現任）
2017年 4 月	当社執行役員	2022年 6 月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

高見裕一氏は、主要な事業所の長を歴任し、豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現任の取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、全ての取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容で更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 宇崎利彦、岸本史子の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、当社は事前に取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の審議・答申を経て監査等委員である取締役候補者を決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏 名	当社における地位	取締役会出席状況
1	再任 社外 独立	うざき としひこ 宇崎 利彦	取締役 (常勤監査等委員)	14回/14回
2	再任 社外 独立	きしもと ふみこ 岸本 史子	取締役 (監査等委員)	14回/14回

再任 新任 社外 独立

候補者番号

1



1955年6月3日生

再任

社外

独立

う　　ざ　　き　　と　　し　　ひ　　こ
宇　　崎　　利　　彦所有する当社の株式数…………… 2,500株
取締役在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 14/14回略歴、当社における地位および担当
(重要な兼職の状況)

1979年 4 月	株式会社富士銀行（現株式会 社みずほ銀行）入行	2008年 4 月	同行国際事務部長
2005年 2 月	株式会社みずほコーポレート 銀行（現株式会社みずほ銀 行）米州事務部長	2009年 6 月	みずほヒューマンサービス株 式会社専務取締役
		2015年 6 月	当社社外取締役[常勤監査等 委員]（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇崎利彦氏は、企業経営を含む豊富な経験と幅広い見識を有し、監査等委員としての職責を果たしております。これまでの経験と見識を当社の経営の監査・監督に活かし、当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が行われることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合には、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

2



1973年9月23日生

再任

社外

独立

き　　し　　も　　と　　ふ　　み　　こ
岸　　本　　史　　子所有する当社の株式数…………… 一株
取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 14/14回略歴、当社における地位および担当
(重要な兼職の状況)

2000年 4 月	弁護士登録（東京弁護士会所属） あずさ総合法律事務所入所 （現任）	2019年 6 月	当社社外取締役[監査等委員] （現任）
-----------	---	-----------	------------------------

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岸本史子氏は、弁護士として優れた経験と見識を有し、監査等委員としての職責を果たしております。これまでの経験と見識を当社の経営・監督に活かし、当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が行われることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が選任された場合には、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 宇崎利彦氏および岸本史子氏は社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 岸本史子氏の戸籍上の氏名は、岡田史子であります。
4. 当社は、宇崎利彦氏および岸本史子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
5. 当社は、宇崎利彦氏および岸本史子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、宇崎利彦氏および岸本史子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、全ての取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容で更新する予定です。
8. 宇崎利彦氏および岸本史子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって宇崎利彦氏が8年、岸本史子氏が4年となります。

(ご参考) 取締役会の構成 (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	地位	年齢	各取締役が有するスキル等					
			企業経営	技術	営業	経営管理	財務・会計	法務
島田 良介	代表取締役 社長	54歳	●		●	●		
眞明 良信	取締役 常務執行役員	67歳		●	●	●		
田村 春夫	取締役 上席執行役員	67歳		●	●	●		
高見 裕一	取締役 上席執行役員	66歳		●	●	●		
宇崎 利彦 社外 独立	取締役 監査等委員	68歳	●			●		
岸本 史子 社外 独立	取締役 監査等委員	49歳						●
工藤 道弘 社外 独立	取締役 監査等委員	63歳					●	

- (注) 1. 各候補者は当社における選任基準を充足しており、そのうえで取締役会としての専門分野等のバランスを本マトリックスにて示しております。
2. 「経営管理」には、コンプライアンス、リスク管理、人事労務、サステナビリティ等を含みます。
3. 各人の有するスキルのうち、主なもの最大3つに「●」印を付けております。

(ご参考)

独立社外取締役の独立性基準

1. 現在または過去5年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと

- (1) 当社の大株主(注1)またはその業務執行者(注2)
- (2) 当社が大株主となっている者の業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先(注3)またはその業務執行者
- (4) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先(注4)またはその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家等
- (7) 当社から多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
- (8) 当社の会計監査人である監査法人に所属する者で、当社の監査業務に従事もしくは関与した者
- (9) 上記のいずれかに該当する者の近親者(注6)
- (10) 上記に該当する可能性のある者であっても、人格・識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることが出来るものとする

2. 過去10年以内に於いて、当社の業務執行者に該当していた者の近親者でないこと

3. 過去10年以内に於いて、当社の子会社の業務執行者でないこと

4. その他、独立した社外取締役として職責を果たせないと合理的に判断される者でないこと

5. 現在独立社外取締役である者が、独立社外取締役として再任されるためには、通算の在任期間が10年間を超えないことを要する

(注1)「大株主」とは、当該会社の総議決権の10%以上を直接または間接的に保有している者をいう。

(注2)「業務執行者」とは、法人その他団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。

(注3)「主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかの年度において、当社との取引額が当社の売上高または相手方の連結売上高の2%以上である取引先をいう。

(注4)「主要な借入先」とは、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社が借り入れている先をいう。

(注5)「多額」とは、年間1,000万円以上の額をいう。

(注6)「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

以 上

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融の引き締め等に伴う海外景気の減速や物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いているものの、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資は、補正予算の効果もあり、底堅く推移しました。民間設備投資は、情報化投資や脱炭素に向けた環境対応投資等を中心に持ち直しの動きがみられました。

このような状況下にあって当社グループは、空調計装関連事業の新設工事においては、「全社最適方針の徹底および既設工事に繋がる物件の受注」、空調計装関連事業の既設工事においては、「エネルギー課題に則した提案型ビジネスおよびメンテナンスビジネスを両立させる事業展開」、産業システム関連事業においては、「収益基盤の確立およびグループ企業と一体となった業容拡大ならびにそれを可能とする事業体制の構築」を対処すべき課題として掲げ、事業展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

受注高

390億64百万円

前期比

14.8%増



売上高

343億08百万円

前期比

8.3%増



営業利益

45億02百万円

前期比

10.5%増



経常利益

46億13百万円

前期比

11.5%増



親会社株主に帰属する 当期純利益

31億67百万円

前期比

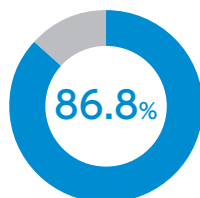
4.5%増



事業別動向の概況

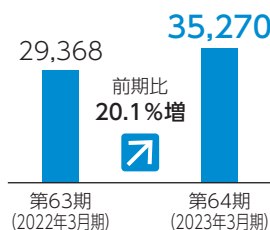
空調計装関連事業 受注高 35,270百万円 売上高 29,792百万円

売上高構成比



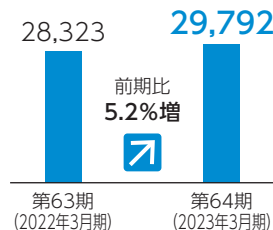
受注高

(単位：百万円)



売上高

(単位：百万円)

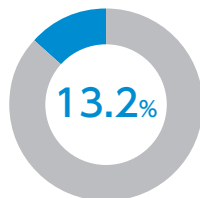


受注高につきましては、新設工事において工場および事務所向け物件等が増加し、既設工事においては、工場および公共施設向け物件等が増加しました。

売上高につきましても、新設工事において工場および事務所向け物件等が増加し、既設工事においては、事務所および公共施設向け物件等が増加しました。

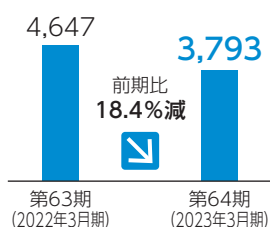
産業システム関連事業 受注高 3,793百万円 売上高 4,515百万円

売上高構成比



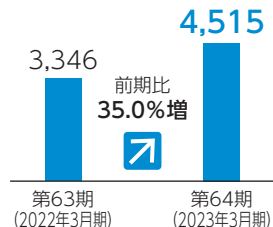
受注高

(単位：百万円)



売上高

(単位：百万円)



受注高につきましては、電気工事および産業用ロボット関連工事等が減少しました。

売上高につきましては、電気工事および工場設備における機械設備更新等が増加しました。

事業セグメント別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
空調計装関連事業	15,482	35,270	29,792	20,959
産業システム関連事業	2,724	3,793	4,515	2,002
合 計	18,206	39,064	34,308	22,961

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、基幹システム等のソフトウェア更新や社内ネットワークに関するサーバの更新など、総額168百万円の設備投資を行っております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況に特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2022年7月1日を効力発生日として、株式会社エアフィールド（同日付でNDテックサービス株式会社へ商号変更）の全株式を取得して子会社化いたしました。

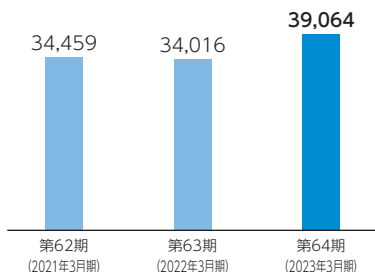
(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

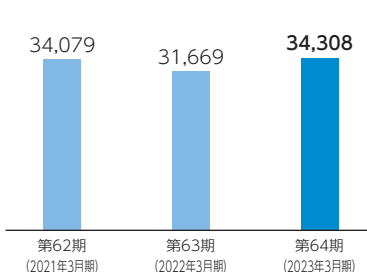
区 分			第 61 期 (2020年 3 月期)	第 62 期 (2021年 3 月期)	第 63 期 (2022年 3 月期)	第 64 期 (2023年 3 月期)
受	注	高(百万円)	—	34,459	34,016	39,064
売	上	高(百万円)	—	34,079	31,669	34,308
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)			—	3,324	3,029	3,167
1 株当たり当期純利益(円)			—	415.28	378.40	395.48
総 資 産(百万円)			—	37,628	38,571	43,290
純 資 産(百万円)			—	26,658	28,865	31,077
1 株 当 た り 純 資 産(円)			—	3,329.81	3,604.56	3,879.63

(注) 第62期より連結計算書類を作成しているため、第61期の各数値については記載しておりません。

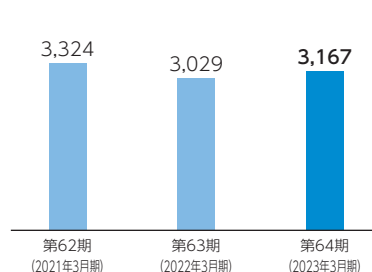
受注高 (単位：百万円)



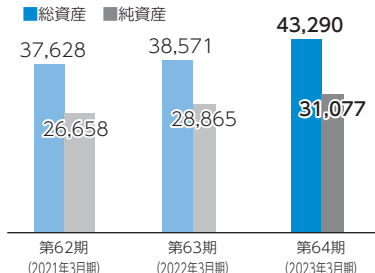
売上高 (単位：百万円)



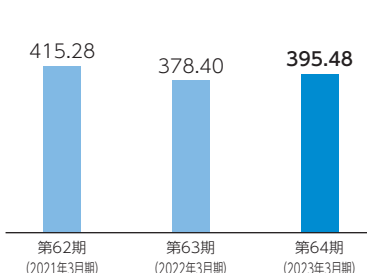
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



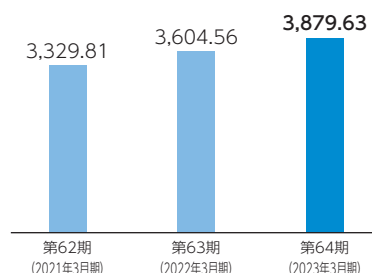
総資産/純資産 (単位：百万円)



1 株当たり当期純利益 (単位：円)



1 株当たり純資産 (単位：円)



② 当社の財産および損益の状況

区 分			第 61 期 (2020年 3 月期)	第 62 期 (2021年 3 月期)	第 63 期 (2022年 3 月期)	第 64 期 (2023年 3 月期)
受 注	高(百万円)		30,821	33,949	33,697	38,641
売 上	高(百万円)		31,298	33,628	31,349	33,891
当 期 純 利 益	(百万円)		3,184	3,300	3,086	3,163
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)		397.82	412.28	385.40	394.92
総 資 産	(百万円)		38,543	37,478	38,451	43,191
純 資 産	(百万円)		23,904	26,614	28,905	31,112
1 株 当 た り 純 資 産	(円)		2,986.75	3,324.37	3,609.51	3,884.01

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
ジュピターアドバンス システムズ株式会社	80百万円	100%	ソフトウェア製品の企画、 製造、販売

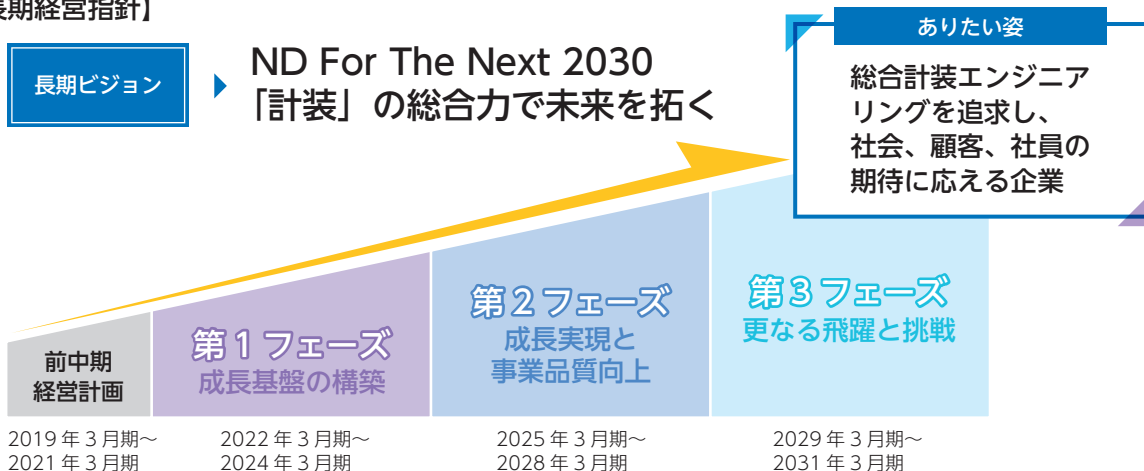
(4) 対処すべき課題

長期経営指針

当社グループは2021年4月を起点とする中期3ヵ年経営計画を策定するとともに、10年後の当社グループのありたい姿を定めた長期経営指針「ND For The Next 2030 「計装」の総合力で未来を拓く」を策定し、取り組みを開始しております。

この長期経営指針は、当社がこれまでに取り組んできた技術と資産をベースに、3つの成長戦略課題として「既存事業の強化」「拡大戦略の実行」「ND企業文化の成長」を掲げ、「総合計装エンジニアリングを追求し、社会、顧客、社員の期待に応える企業」として成長を目指すものです。

【長期経営指針】



成長戦略課題

- ▶ 1. 既存事業の強化 2. 拡大戦略の実行 3. ND 企業文化の成長

【財務目標】

ROE目標

10%以上

営業利益目標

60億円

売上高目標

450億円

空調計装関連事業 **366億円**
産業システム関連事業 **84億円**

中期経営計画

この中で2022年3月期から2024年3月期までの中期経営計画期間は、その第1フェーズとして「成長基盤の構築」期と位置づけております。

中期経営計画期間内における財務目標は次のとおりです。

【財務目標（2024年3月期）】

ROE目標

10%以上

営業利益目標

45億円

売上高目標

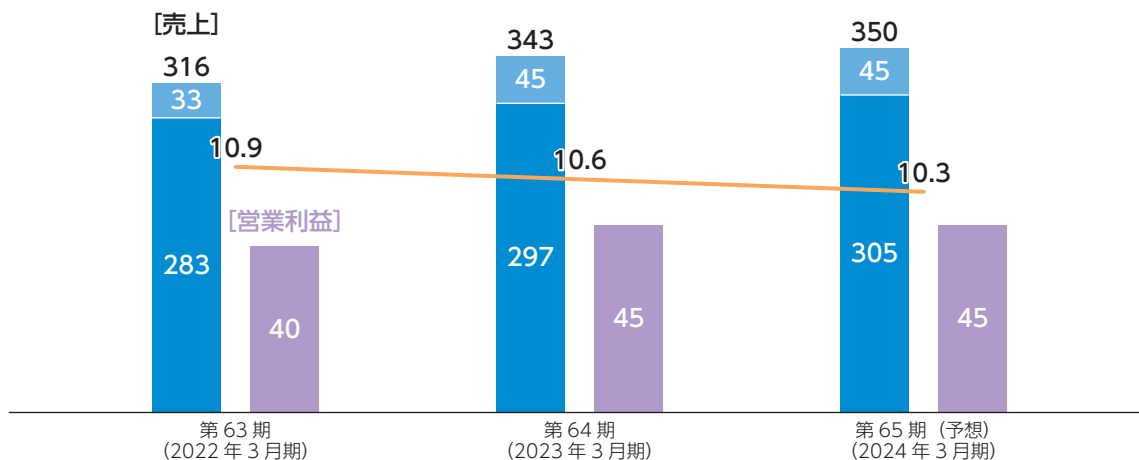
350億円

空調計装関連事業 **305億円**

産業システム関連事業 **45億円**

【進捗状況】

■売上／空調計装関連事業 ■売上／産業システム関連事業 ■営業利益 — ROE



第1フェーズにおける対処すべき課題および取り組み概要は以下のとおりです。

〈対処すべき課題〉

1. 既存事業の強化（空調計装関連事業）

①新設工事

全社最適方針の徹底および既設工事に繋がる物件の受注

②既設工事

エネルギー課題に則した提案型ビジネスおよびメンテナンスビジネスを両立させる事業展開

2. 拡大戦略の実行（産業システム関連事業）

収益基盤の確立およびグループ企業と一体となった業容拡大

ならびにそれを可能とする事業体制の構築

3. ND企業文化の成長

- ・資本コスト経営の推進 ・ガバナンスの徹底 ・ウェルビーイング経営の推進
- ・サステナビリティ経営の推進 ・人的資本の充実 ・安全衛生・品質の向上

1. 既存事業の強化

空調計装関連事業においては、昨年度に引き続き都市部の再開発案件や工場等、新設工事を中心とした大規模案件が完成および出件される見通しです。一方で繰越高が過去最高にまで増加しており、施工余力を勘案した受注活動になることを想定しています。新設工事においては、「全社最適」をキーワードに経営資源の選択と集中を図るとともに、既設工事においては、エネルギー課題に則した着実な事業展開を進め、攻守一体となり収益を確保できるような事業体制の構築を目指します。

2. 拡大戦略の実行

産業システム関連事業においては、主力顧客である食品工場を中心に設備投資動向の回復傾向が見込まれ、完成および出件とも増加傾向となることを想定しておりますが、施工要員の一部を一時的に空調計装関連事業の支援に充てたこともあり、受注高については想定より伸びが鈍化する可能性があります。プラントメーカー向け事業で収益基盤を確立するとともに、製造現場におけるソリューションの提供について、グループ会社であるジュピターアドバンスシステムズ株式会社と連携してまいります。こうした戦略を通じて、業容の拡大および事業の効率化を図ってまいります。

これらの事業別戦略は昨年度と同様のものを掲げておりますが、施工の逼迫状況を受け、両事業とも可能な限り営業と施工の両輪が上手く回転していくよう、従来以上にきめ細かく事業の進捗管理を行い、2024年4月から始まる残業上限規制にも対処していく所存です。

3. ND企業文化の成長

「資本コスト経営の推進」については、自社の資本コストを把握するとともに中長期的な企業価値向上と長期経営指針の実現に向け、「成長投資」、「株主還元」、「財務健全性」のバランスを取りながら、資本政策を実施する方針といたしました。連結ROE10%以上達成を目標経営指標とし、資本コストを踏まえた積極的な成長投資と株主還元の実現を目指します。

「サステナビリティ経営の推進」については、サステナビリティ委員会を設置し、社会課題解決への貢献と持続的な成長を図るため、マテリアリティやKPI策定のほか、サステナビリティ経営に関する課題の審議・決定等に取り組んでおります。

「ガバナンスの徹底」については、更にコーポレートガバナンス・コードへの対応を進めるとともに、監督と執行双方の機能強化に取り組んでおります。

「人的資本の充実」については、人的資本への投資拡大を目的とした賃金改定を実施しております。

「ウェルビーイング経営の推進」については、ウェルビーイング委員会を設置し、従業員の健康で働きやすい職場環境実現に関する課題の審議・決定等に取り組んでおります。

「安全衛生・品質の向上」については、社員および協力会社の知識習得と品質向上に向け安全衛生・品質・技術教育を継続的に実施しました。

中期経営計画最終年度となる2024年3月期においては、第1フェーズで定めた非財務目標、財務目標に取り組み、当社グループの企業文化を成長させることで、長期経営指針で掲げるありたい姿に向かって、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、空調計装関連事業、産業システム関連事業を行っておりますが、各事業の内容は次のとおりであります。

① 空調計装関連事業

オフィスビル、工場、病院、研究所、学校、商業施設等の非居住用建築物に対する空調計装分野を対象とした事業で、「空調計装工事」としてその建築物の新設、増設または改修に伴う空調自動制御システムの設計、施工ならびに施工後の保守、点検等を行うほか、「制御機器類販売」として自動制御盤、センサー、サーモスタット等、空調を自動制御するための機器類を販売しております。

なお、空調計装関連事業は、新設建築物を対象とする新設部門と、既設建築物の維持、補修、更新を対象とする既設部門とに区分して事業展開をしております。

② 産業システム関連事業

主に工場、各種搬送ライン向けの計装工事や各種自動制御工事を手掛け、中でも食品工場の生産、搬送ライン向けには、産業用ロボットを中心とした各種FA機械の据付、保守および連結子会社であるジュピターアドバンスシステムズ株式会社を通じた生産管理システムの販売、保守等を事業展開しております。

そのほか「制御機器類販売」として調節計、流量計、工業用バルブ等の制御機器類を販売しております。

(6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 墨 田 区	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
東 京 本 店	東 京 都 墨 田 区	岡 山 支 店	岡 山 県 岡 山 市
つ く ば 支 店	茨 城 県 つ く ば 市	広 島 支 店	広 島 県 広 島 市
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市	産業ソリューション事業部	東 京 都 墨 田 区
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市	川 口 工 場	埼 玉 県 川 口 市
静 岡 支 店	静 岡 県 静 岡 市	岡 山 工 場	岡 山 県 岡 山 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市		

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ジュピターアドバンスシステムズ株式会社	兵 庫 県 神 戸 市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
空 調 計 装 関 連 事 業	605 (70) 名	1 (9) 名
産 業 シ ス テ ム 関 連 事 業	126 (6) 名	5 (0) 名
全 社 (共 通)	151 (30) 名	1 (3) 名
合 計	882 (106) 名	7 (12) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理・技術部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
844(105) 名	10 (12) 名	42.0歳	17.3年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）**

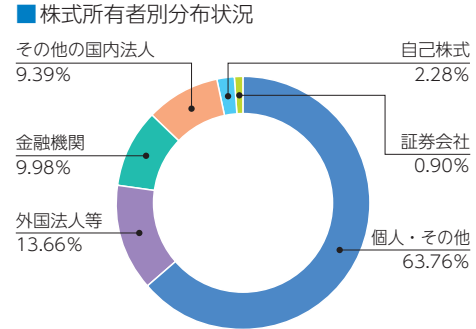
該当する事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,790,000株
(2) 発行済株式の総数 8,197,500株
(3) 株主数 2,447名



(4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数（千株）	持株比率（％）
日本電技従業員持株会	781	9.75
島田良介	521	6.50
永田健二	455	5.68
株式会社みずほ銀行	345	4.30
アズビル株式会社	328	4.09
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	308	3.85
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	270	3.37
島田祥子	245	3.07
島田淳子	245	3.07
光通信株式会社	218	2.72

（注）持株比率は自己株式（187,097株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	2,302株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
取締役（監査等委員）	－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員の状況（6）取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 株式給付信託

当社は2023年2月22日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、管理職である従業員（以下「管理職」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の管理職に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職に対し役職や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、管理職の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては、2023年3月31日時点では未定であり、決定した際にお知らせいたします。

② 政策保有株式に関する方針

イ. 政策保有株式に関する基本方針

当社は、事業機会の創出や取引関係の維持・強化を目的に上場株式等を保有することがありますが、その保有の合理性が乏しいと判断した場合は売却する方針としております。

そのため、毎年取締役会において、政策保有株式として保有する全ての株式についての取引実績、投資先企業との円滑かつ良好な関係維持等、事業上の要素のほか、保有に伴う財務上の便益やリスク等の要素を総合的に考慮し、保有の適否に関する検証・評価を実施しております。

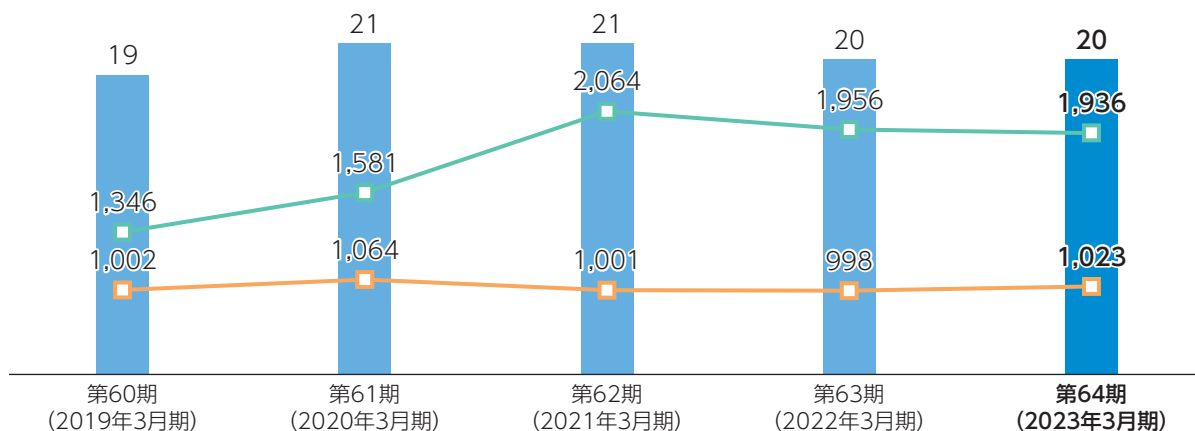
ロ. 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使については、投資先および当社の中長期的な企業価値向上に資するか、その内容を精査して判断することとしております。

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数、株式数および貸借対照表計上額の合計額

区分	第60期 2019年3月期	第61期 2020年3月期	第62期 2021年3月期	第63期 2022年3月期	第64期 2023年3月期
銘柄数 (銘柄)	19	21	21	20	20
株式数 (千株)	1,002	1,064	1,001	998	1,023
貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	1,346	1,581	2,064	1,956	1,936

■ 銘柄数 ■ 株式数 ■ 貸借対照表計上額の合計額



3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位		氏 名		担当および重要な兼職の状況	
代 表 取 締 役		島 田 良 介		社長	
取 締 役		眞 明 良 信		常務執行役員 事業本部長	
取 締 役		田 村 春 夫		上席執行役員 横浜支店長	
取 締 役		高 見 裕 一		上席執行役員 企画管理本部長	
取 締 役（常勤監査等委員）		宇 崎 利 彦			
取 締 役（監査等委員）		岸 本 史 子		弁護士	
取 締 役（監査等委員）		工 藤 道 弘		公認会計士 工藤公認会計士事務所 日本公認会計士協会埼玉会副会長 サイバーコム株式会社社外監査役 さいたま市監査委員	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宇崎利彦氏、岸本史子氏および工藤道弘氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役である岸本史子氏、工藤道弘氏の重要な兼職の状況については、上表に記載のとおりです。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。
3. 取締役（監査等委員）工藤道弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）宇崎利彦氏、岸本史子氏および工藤道弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 岸本史子氏の戸籍上の氏名は、岡田史子であります。

ご参考

当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地	位	氏 名	担 当
社	長	島 田 良 介	
常 務 執 行 役 員		眞 明 良 信	事業本部長
上 席 執 行 役 員		田 村 春 夫	横浜支店長
上 席 執 行 役 員		高 見 裕 一	企画管理本部長
上 席 執 行 役 員		梅 村 星 児	事業本部営業担当
執 行 役 員		岡 崎 功	東京本店長
執 行 役 員		佐 藤 聡	企画管理本部人事総務部長
執 行 役 員		松 浦 勝 博	事業本部副本部長兼エンジニアリング部長 兼テクニカルセンター長
執 行 役 員		辻 恒 彦	静岡支店長
執 行 役 員		八 木 浩 一	大阪支店長
執 行 役 員		南 部 賢 一 郎	産業ソリューション事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役島田良介氏、眞明良信氏、田村春夫氏、高見裕一氏ならびに監査等委員宇崎利彦氏、岸本史子氏、工藤道弘氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、各取締役および各監査等委員が、その職務を行うにつき悪意または重大過失に起因して生じた損失は、補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社および子会社の取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(5) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および 重要な兼職の状況
山 本 育 之	2022年6月28日	任期満了	取締役 上席執行役員 中部地区担当
梅 村 星 児	2022年6月28日	任期満了	取締役 上席執行役員 事業本部営業担当
山 田 洋 一	2022年6月28日	任期満了	取締役（監査等委員） 公認会計士 公益財団法人 ミズノスポーツ振興財団 監事 一般財団法人 東京都営交通協力会 監事 東京都公立大学法人 監事 公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団 監事

(6) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等に関する方針を定めており、その内容は、取締役の報酬等の総額の上限を株主総会で定め、個人別の具体的な支給額については、内規に基づき、会社業績・各人の執務の状況等を考慮のうえ、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会で決定し、取締役（監査等委員）の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定については、外部専門家の助言を受けた他、監査等委員会での事前の審議を踏まえ2021年3月24日開催の取締役会で決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容について、上記の決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

イ. 基本的な考え方

業績および中長期的な企業価値との連動および株主の皆様との価値共有を重視した報酬体系としております。

また、過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会の関与による透明性・客観性の高い決定手続としております。

ロ. 報酬等の構成と内容

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されています。また取締役（監査等委員）の報酬は基本報酬のみで構成されています。

報酬等の種類	内容等
基本報酬（固定報酬）	・ 役位に応じた固定の額を毎月支給
業績連動報酬 （短期インセンティブ報酬）	・ 各事業年度の営業利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、役位別基準額の0%～250%の範囲で決定した額を翌事業年度に年1回支給
株式報酬 （中長期インセンティブ報酬）	・ 役務提供期間（定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日まで）に対応して役位に応じた一定の数の譲渡制限付株式を交付（付与時期は取締役会で決定） ・ 当社と各取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結（取締役退任時まで当該株式の譲渡制限を付すこと、一定の事由が生じた場合は当社に無償で当該株式を譲り渡すこと等を約する） ・ 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする

八. 報酬等の割合

取締役（監査等委員を除く）の固定報酬（基本報酬）とインセンティブ型報酬（業績連動報酬、株式報酬）の割合は、業績連動報酬のレンジ（基準額～基準額の250%）に応じて、概ね2：1～1：1とし、株式報酬は基準額報酬の概ね5%としております。また、役位が上がるほどインセンティブ型報酬の割合が高くなるものとしております。

（業績連動報酬が基準額の場合の割合）

報酬等の種類	固定報酬	インセンティブ型報酬	
	基本報酬	業績連動報酬 (基準額)	株式報酬
割合	2	1	

（業績連動報酬が上限額の場合の割合）

報酬等の種類	固定報酬	インセンティブ型報酬	
	基本報酬	業績連動報酬 (基準額の250%)	株式報酬
割合	1	1	

二. 報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する手続の透明性・客観性を強化し、独立社外取締役の適切な関与を得るものとするため、取締役会の委任決議に基づき独立社外取締役全員（宇崎利彦常勤監査等委員、岸本史子監査等委員、工藤道弘監査等委員）および代表取締役社長の島田良介で構成（委員の過半数は独立社外取締役）する指名報酬委員会で個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の報酬等について、内規に基づき会社業績、各人の執務の状況等を考慮し、決定するものです。なお、株式報酬については、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で個人別の交付株式数および支給額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、指名報酬委員会が会社業績や各人の執務の状況等を的確に評価することができると判断したためであり、取締役の個人別の報酬等に関する手続の透明性・客観性が担保されており、取締役会としては取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区 分	報酬等の種類	株主総会決議日	当該決議の内容の概要	当該定時株主総会終結時点の取締役の員数
取締役 (監査等委員を除く)	基本報酬 業績連動報酬	2015年6月26日 (第56回定時株主総会)	金銭報酬の額を年額330百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする	8名 (うち社外取締役0名)
	株式報酬	2020年6月26日 (第61回定時株主総会)	株式報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年4万株以内とする	4名 (うち社外取締役0名)
取締役 (監査等委員)	基本報酬	2015年6月26日 (第56回定時株主総会)	金銭報酬の額を年額50百万円以内とする	3名 (うち社外取締役3名)

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6 (-)	182 (-)	110 (-)	63 (-)	8 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	27 (27)	27 (27)	- (-)	- (-)
合 計 （うち社外取締役）	10 (4)	209 (27)	138 (27)	63 (-)	8 (-)

(注) 1. 短期インセンティブ報酬として、取締役（監査等委員を除く）に対して業績連動報酬を支給しております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した主たる業績指標の内容は、当事業年度の営業利益であります。当該業績指標を選定した理由は、当社の重要な業績指標の一つであることおよび事業活動の成果をより直接的に反映する指標として高いインセンティブ効果をもたらすものと考えられ、短期インセンティブ報酬の指標として最適と判断したためです。

業績連動報酬の額の算定方法は、各事業年度の営業利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、役位別の基準額の0%～250%の範囲で支給額を決定します。

なお、当事業年度を含む当社の営業利益の実績推移は、次のとおりです。

	第61期 (2020年3月期)	第62期 (2021年3月期)	第63期 (2022年3月期)	第64期 (2023年3月期)
営 業 利 益 (百万円)	4,425	4,544	4,143	4,482

2. 中長期インセンティブ報酬として、取締役（監査等委員を除く）に対して株式報酬を支給しております。具体的には役位別の基準額に応じて譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は、「2. 株式の状況」に記載のとおりです。
- ④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2020年6月26日開催の第61回定時株主総会における役員退職慰労金廃止に伴う取締役に對する打切り支給の件の決議に基づき、2022年6月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に對し支払った役員退職慰労金は以下のとおりです。

 - ・取締役（監査等委員を除く）2名に対し、13百万円（うち社外取締役0名）
 - ・取締役（監査等委員）1名に対し、0百万円（うち社外取締役1名 0百万円）

(7) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況・発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	宇 崎 利 彦	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく助言・提言、ならびに経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。このほか、任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会の委員長として、取締役候補者の選任や取締役の報酬等の妥当性および決定過程における透明性の判断に際し、重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	岸 本 史 子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。このほか、任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の選任や取締役の報酬等の妥当性および決定過程における透明性の判断に際し、重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	工 藤 道 弘	2022年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。このほか、任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の選任や取締役の報酬等の妥当性および決定過程における透明性の判断に際し、重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを審議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章および行動指針を定めるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守および高い倫理観と社会的良識に基づく企業行動の徹底を図る。
役員・従業員に対しては、定期的に教育・研修を行うことにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ② 内部監査部門により社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査する。
- ③ 法令違反行為等に関する通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置する。
- ④ 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、情報セキュリティポリシー等の社内規程に従い適切に保存、管理を行う。
- ② 開示すべき重要な情報については、法令等に従い適時適切に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する社内規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および各種リスクの管理を行う。
また、事故や災害などの緊急事態が発生した際は、危機管理チームまたは対策本部を設置し迅速に対応する体制をとる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会および経営会議を原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催することにより、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行う。
- ② 経営計画を策定し、各組織の分掌および権限を明確に定め、ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営については、当社内に経営管理の主管部署を置き、関係会社管理規程に則り経営管理を行う。
また、子会社の経営が効率的に行われるよう、必要な指導・支援等を実施するとともに、重要な経営事項等の報告を受ける。
- ② 子会社のリスクおよびコンプライアンスに関する事項は、当社のリスクおよびコンプライアンス管理体制、ならびに内部通報窓口を活用して徹底を図る。
- ③ 内部監査部門の監査対象に子会社を含め、定期的に監査を実施し、監査結果を取締役会に報告する。

(6) **監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項**

監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフを置くこととする。監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフは、監査等委員会の指示に従うものとする。なお、その人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(7) **業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等を発見した場合は監査等委員会に報告する。
- ② 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は、監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行う。
- ③ 当社および子会社は、監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを理由として不利益が生じないことを確保する。

(8) **監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は取締役会その他重要な会議に随時出席し意見および報告を行うとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧する。また、代表取締役および内部監査部門と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理について、適切に対応する。

(9) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(10) **反社会的勢力排除に向けた体制**

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンス活動、ならびに役員・従業員に対する教育・研修の実施等について、審議・報告等を行っております。

また、内部監査部門が、社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査するほか、法令違反行為等に関する通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置しております。

なお、内部通報窓口については、社内および弁護士事務所に設置している内部通報窓口に第三者機関の内部通報窓口を加える等、内部通報体制の充実化と実効性向上を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内諸規程に従い適切に保存、管理しております。

また、開示すべき重要な情報は、法令等に従い適時適切に開示しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する社内規程に従い、リスク管理委員会を開催し、各種リスクの管理を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は14回の取締役会が開催され、経営の基本方針および法定の専決事項など業務執行の監督を主体とする審議・決定を行っております。

また、当事業年度は19回の経営会議が開催され、取締役会からの委任に基づき重要な業務執行に関する事項等について審議・決定を行っております。経営会議で審議・決定された内容については、取締役会に適切に報告がなされております。

なお、各組織の業務分掌および職務権限を社内規程で明確にし、社内情報システムの活用により職務執行の効率化を図っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の管理は、関係会社管理規程等に則り、経営・業績等に関する報告を定期的に受けるとともに、適時、必要な指導・支援を行っております。なお、リスクおよびコンプライアンス管理、ならびに内部通報窓口については、当社管理体制の範囲を拡大して運用しております。

また、当社内部監査部門が子会社の監査を定期的 to 実施するとともに、その結果を取締役会に報告しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および専任のスタッフの設置はありません。

(7) **業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合には、適切に報告を行っております。

(8) **監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤の監査等委員が重要な会議への出席や稟議書その他業務執行に関する文書の閲覧等を行い監査の実効性を高めております。

また、監査等委員会が内部監査部門との連携や監査等委員以外の取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングしております。

(9) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告に係る内部統制システムが適正に機能していることを継続的に評価するとともに、適時必要な是正を行っております。

(10) **反社会的勢力排除に向けた体制**

社内規程に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築するとともに、適切な運用がなされております。

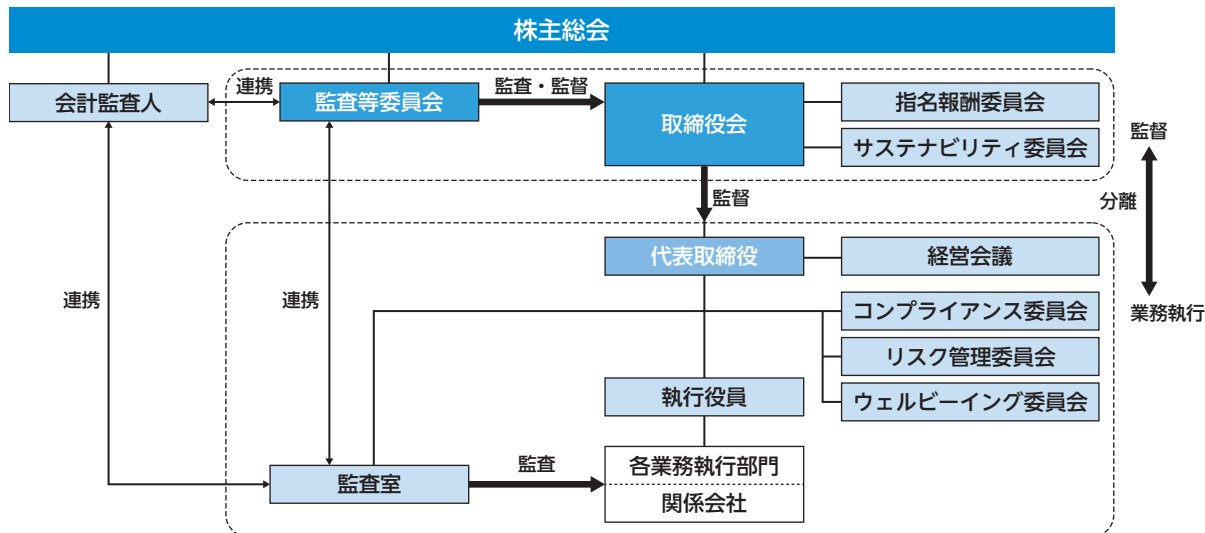
(ご参考) コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

基本的な考え方

当社においては、「高い目標に挑戦する」、「お客様に満足を提供する」、「広く社会に貢献する」という経営理念に基づき、計装エンジニアリングを通じて社会の発展に寄与するとともに、透明・公正かつ迅速・果断な経営によって、「会社の持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」を果たしていくことが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な協働、企業情報の積極的かつ公正な開示、取締役会の実効性の向上、株主の皆様との建設的な対話等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンス体制図 (2023年3月31日現在)



コーポレート・ガバナンスの考え方の詳細、コーポレート・ガバナンス報告書などについてはこちらをご覧ください。

<https://www.nihondengi.co.jp/ir/cgcode.html>

取締役会・委員会の活動内容（第64期 2023年3月期）：監督

取締役会 議長：代表取締役社長 開催回数：14回

取締役会は、当社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長を図るため、原則として月1回その他必要に応じて開催され、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行っております。業務執行については、基本的に代表取締役社長以下の経営陣の役割とし、その意思決定を委任する体制をとっており、取締役会はそれら業務執行を監督しております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・ 年度経営計画
- ・ 中期経営計画の進捗状況
- ・ 取締役会実効性評価
- ・ 四半期決算および業績見通し
- ・ 資本政策基本方針の見直し
- ・ 各委員会活動報告（半期毎）
- ・ 内部監査結果報告（半期毎）

監査等委員会 委員長：常勤監査等委員 開催回数：14回

監査等委員会は、独立社外取締役3名で構成し、原則として月1回その他必要に応じて開催しております。

取締役の職務の監査に関する審議、取締役の選任や報酬等についての意見の決定のほか、業務執行取締役との意見交換、事業所の往査等を通じた監査を行っております。

また、会計監査人および内部監査部門と連携を図り、監査の実効性向上に努めております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・ 監査年間計画
- ・ 各四半期会計監査人 連結財務諸表レビュー
- ・ 各四半期内部統制運用状況チェック
- ・ 内部監査実施状況報告

指名報酬委員会 委員長：常勤監査等委員 開催回数：6回

指名報酬委員会は、独立社外取締役全員（3名）と代表取締役社長とで構成し、委員長（議長）は独立社外取締役が就任しております。2022年度は計6回開催され、取締役の選任・解任に関する事項、取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する事項、後継者計画に関する事項等について審議し、取締役会に答申・報告しております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・ 取締役会の構成
- ・ 取締役候補者
- ・ 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容
- ・ 後継者計画
- ・ 取締役会の実効性評価と実効性向上のための取り組み事項

サステナビリティ委員会 委員長：代表取締役社長

開催回数：8回

サステナビリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、サステナビリティ担当取締役、事務局長担当取締役および常勤監査等委員で構成し、原則として半期に1回その他必要に応じて開催しております。

当社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長を図るため、サステナビリティ経営の推進および監督を行うとともに、サステナビリティ関連事項の決定と審議を行っております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・マテリアリティ、KPI
- ・年間活動計画および進捗報告
- ・非財務情報開示

取締役会・委員会の活動内容（第64期 2023年3月期）：業務執行

経営会議 議長：代表取締役社長 開催回数：19回

経営会議は、代表取締役社長および本社所管の業務執行取締役で構成し、常勤監査等委員も出席して、原則として月1回その他必要に応じて開催しております。

重要な業務執行について決議、審議、報告を行う他、取締役会の決議事項について事前の審議を行っております。

また、経営会議で決議された重要な業務執行については、適時、取締役会に報告しております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・ 年度経営計画
- ・ 重要な社内諸規程の制改定
- ・ 重要な投資等
- ・ 月次業績報告
- ・ 関係会社経営計画、業績報告

コンプライアンス委員会 委員長：代表取締役社長 開催回数：4回

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長、副委員長を企画管理本部長とし、その他委員で構成し、常勤監査等委員も出席して、原則として四半期に1回その他必要に応じて開催しております。

法令遵守および高い倫理観と社会的良識に基づく企業行動の徹底を図るため、コンプライアンスに関する基本方針、行動基準等の策定および体制整備のほか、コンプライアンス教育・研修・啓蒙活動の方針策定やこれら取り組み等、コンプライアンス関連事項の決定と審議を行っております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・ 内部通報体制の充実化
- ・ ハラスメント、コンプライアンス調査、結果対応
- ・ 関係会社コンプライアンス管理
- ・ 法令改正対応
- ・ 内部通報運用状況

リスク管理委員会 委員長：代表取締役社長 開催回数：2回

リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長、副委員長をリスク担当取締役とし、その他委員で構成し、常勤監査等委員も出席して、原則として年2回その他必要に応じて開催しております。

経営リスクの発生防止とリスク管理を効果的かつ効率的に行うため、リスクに関する基本方針、体制整備および対策のほか、リスク防止に係る啓発等、リスク関連事項の決定と審議を行っております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・ リスクマップの審議
- ・ 重要リスク低減に向けた取り組み
- ・ 災害対策充実化
- ・ 新型コロナウイルス対策

ウェルビーイング委員会は、代表取締役社長を委員長とし、本社在籍の取締役全員、常勤監査等委員、人事総務部長他本社各部門長が出席し、原則として毎月1回その他必要に応じて開催しております。

働きやすい職場づくりや従業員のエンゲージメント向上等を図るため、働き方改革、健康経営、労務コンプライアンスに関する状況や対策の審議を行っております。

当事業年度の主な議論テーマ

- ・長時間労働対策、休日休暇取得促進等によるワークライフバランス向上
- ・男性育児休業取得促進等の両立支援
- ・生活習慣病対策、メンタルヘルス対策、エンゲージメント向上等による健康経営の推進
- ・労務コンプライアンス全般

取締役会 実効性評価

当社は、取締役会において少なくとも1年に1回以上、取締役会の実効性について評価をすることとしております。当事業年度（2023年3月期）は、以下のプロセスにより取締役会の実効性を評価しました。

評価プロセスおよび取り組み概要につきましては以下のとおりです。

評価プロセス



取り組み概要

前事業年度の課題	①取締役会での議論に必要な情報の事前提供 ②中長期的な事業戦略やサステナビリティに関する議論の充実
当事業年度における改善等の取り組み	①前事業年度比で平均3.5日早い資料提供の実施 ②事業戦略課題およびサステナビリティ経営に関する議論の深耕 ③資本コスト経営に関する議論 ④役員トレーニングの充実化ほか
当事業年度の評価結果	当社取締役会は全体として必要なスキル・経験を有する社内・社外取締役から適切に構成され、発言のしやすい議事進行を背景に円滑な議論が行われていることを確認し、取締役会の実効性が適切に確保されていると判断しました。
新たな課題	①取締役会での議論に必要な情報の一層の早期提供 ②株主および投資家との建設的な対話や情報開示の充実化等

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,784	流 動 負 債	11,431
現 金 預 金	6,087	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	4,834
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	9,962	未 払 法 人 税 等	994
電 子 記 録 債 権	4,520	未 払 費 用	3,359
有 価 証 券	5,398	未 成 工 事 受 入 金	1,518
未 成 工 事 支 出 金	1,044	完 成 工 事 補 償 引 当 金	20
そ の 他 の 棚 卸 資 産	34	工 事 損 失 引 当 金	6
そ の 他	737	そ の 他	696
貸 倒 引 当 金	△0	固 定 負 債	781
固 定 資 産	15,505	リ ー ス 債 務	343
有 形 固 定 資 産	862	退 職 給 付 に 係 る 負 債	159
建 物 ・ 構 築 物	714	資 産 除 去 債 務	84
機 械 ・ 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	782	そ の 他	193
土 地	293	負 債 合 計	12,212
減 価 償 却 累 計 額	△927	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	878	株 主 資 本	30,477
の れ ん	47	資 本 本 金	470
ソ フ ト ウ ェ ア	734	資 本 剰 余 金	327
そ の 他	96	利 益 剰 余 金	30,045
投 資 そ の 他 の 資 産	13,764	自 己 株 式	△365
投 資 有 価 証 券	11,024	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	599
繰 延 税 金 資 産	797	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	599
そ の 他	1,945	純 資 産 合 計	31,077
貸 倒 引 当 金	△3	負 債 純 資 産 合 計	43,290
資 産 合 計	43,290		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		34,308
売上原価		22,705
売上総利益		11,603
販売費及び一般管理費		7,100
営業利益		4,502
営業外収益		
受取利息及び配当金	78	
その他の	36	114
営業外費用		
保険解約損	2	
その他の	1	4
経常利益		4,613
特別利益		
投資有価証券売却益	5	5
特別損失		
固定資産除却損	4	
投資有価証券売却損	4	8
税金等調整前当期純利益		4,610
法人税、住民税及び事業税	1,551	
法人税等調整額	△109	1,442
当期純利益		3,167
親会社株主に帰属する当期純利益		3,167

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,635	流動負債	11,386
現金預金	5,972	工賃未払金	4,706
受取手形	172	買掛金	131
電子記録債権	4,520	未払金	60
完成工事未収入金	9,602	未払費用	3,322
売り掛金	138	未払法人税等	994
有価証券	401	未払消費税等	489
未成工事支出金	5,398	未成工事受入金	1,518
商材貯蔵品	1,044	預り金	82
前払費用	4	完成工事補償引当金	48
その他の当金	21	完工事損失引当金	20
	163	工事その	6
	196	固定負債	3
貸倒引当金	△0	固定負債	692
固定資産	15,556	リース負債	343
有形固定資産	839	退職給付引当金	87
建物	340	資産除去負債	68
構築物	3	その他の負債	193
機械装置	45	負債合計	12,079
工具器具・備品	157	純資産の部	
土地	293	株主資本	30,512
無形固定資産	766	資本剰余金	470
ソフトウェア	732	資本準備金	327
リース資産	24	資本剰余金	316
その他の資産	9	その他の資本剰余金	10
投資その他の資産	13,949	利益剰余金	30,080
投資有価証券	10,919	利益準備金	89
関係会社株式	185	その他の利益剰余金	29,991
繰延税金資産	756	別途積立金	19,660
差入保証金	1,025	繰越利益剰余金	10,331
その他の当金	1,065	自己株式	△365
貸倒引当金	△3	評価・換算差額等	599
		その他有価証券評価差額金	599
資産合計	43,191	純資産合計	31,112
		負債純資産合計	43,191

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金	額
売 上 高	完 成 工 事 高	商 品 売 上 高				33,328	33,891
						562	
売 上 原 価	完 成 工 事 原 価	商 品 売 上 原 価				22,086	22,466
						379	
売 上 総 利 益							11,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							6,941
営 業 利 益							4,482
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	そ の 他				79	115
						36	
営 業 外 費 用	保 険 解 約 損 他	そ の 他				2	4
						1	
経 常 利 益							4,594
特 別 利 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益					5	5
特 別 損 失	固 定 資 産 除 却 損					4	8
	投 資 有 価 証 券 売 却 損					4	
税 引 前 当 期 純 利 益							4,591
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						1,551	
法 人 税 等 調 整 額						△123	1,428
当 期 純 利 益							3,163

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

日本電技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 井 浩 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺 岡 久仁子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電技株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電技株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

日本電技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	柳 井 浩 一
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	寺 岡 久 仁 子
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電技株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

日本電技株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宇 崎 利 彦 ㊞

監 査 等 委 員 岸 本 史 子 ㊞

監 査 等 委 員 工 藤 道 弘 ㊞

(注) 監査等委員宇崎利彦、岸本史子及び工藤道弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都墨田区両国二丁目10番14号

両国シティコア5階 当社会議室



■交通のご案内

JR／総武線両国駅下車 徒歩約3分

都営地下鉄／大江戸線両国駅下車 徒歩約10分

○お願い：当会場には専用駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。